

小中高生放課後支援活動業務委託に係る対象経費 Q&A

本資料のほか、『令和8年度小中高生放課後支援活動業務委託に係る募集要項』、『令和8年度小中高生放課後支援活動仕様書』も併せてご確認ください。

○ 謝金

Q1. 小中高生放課後支援活動を中心となって実施する者に対する謝金の基準額は定められているか。

A1. 1時間当たり1,480円までを謝金として計上することができます。

Q2. ボランティアに対する謝金の基準額は定められているか。

A2. 各団体で基準を定め、活動実績に合わせて支出してください。ただし、対象経費となる謝金は活動当日のみとし、前日等の事前準備のための謝金は対象とはなりません。

Q3. 講師に対する謝金の基準額は定められているか。

A3. 各団体で基準を定め、活動実績に合わせて支出してください。ただし、対象経費となる謝金は活動当日のみとし、前日等の事前準備のための謝金は対象とはなりません。

Q4. 月額で一定の謝金を支出することは可能か。

A4. 月額による支出など、活動実績によらない一律の支出はできません。謝金を対象経費として計上する場合は、活動時間が確認できるもの、領収書等の関係資料を保管しておく必要があります。

Q5. 研修会に参加する場合に、謝金を支出することは可能か。

A5. 研修の参加は資質向上等を目的とするものであり、参加したことに対して謝金を支出することは認められません。

Q6. ボランティア等への謝金を商品券、金券等で支払った場合、商品券等の購入代は対象経費となるか。

A6. 商品券や金券等で謝金を支払った場合、当該商品券等の購入に係る経費は対象外です。物品（例えば千円相当の茶菓等）を渡したり、地域ポイントで支払ったりする場合の経費も同様に対象外です。

○ 旅費・交通費

Q7. 事業の協力者に対して、活動に係る交通費の支給は可能か。

A7. 本事業は、地域住民等が、その居住する地域で行われる小中高生放課後支援活動に参加することを想定しています。このため、原則として通常の範囲で行う活動に係る交通費は対象とはなりません。

Q8. 遠方から講師を招聘し、その旅費を支出することは可能か。

A8. 可能です。各団体の会計規則等に基づき支出してください。

Q9. 活動に参加する子供や保護者の旅費を対象経費とすることは可能か。

A9. 子供や保護者にかかる旅費については、対象経費とはなりません。

Q10. 事業の協力者が研修会に参加する場合の旅費を対象経費とすることは可能か。

A10. 県内で開催される研修会のみ対象経費となります。県外の研修会は対象経費とはなりません。

Q11. 子供たちと野外活動を実施するにあたって発生するバスの借上料は対象経費となるか。

A11. 引率するボランティアなどのスタッフについては、対象経費となりますが、参加する子供たちについては対象とならないため、経費を人数で按分して対象経費として計上してください。

○ その他

Q12. 備品の購入は対象経費になるか。

A12. 備品の購入は対象経費とはなりません。なお、備品とは、単価5万円以上の物品または保存に耐えうる図書、標本を指します。

Q13. 本事業にて使用するコピー機等のリース料は対象経費となるか。

A13. 使用頻度等を踏まえて必要性が認められる場合には、対象経費となります。

借上料で計上してください。なお、コピー機等の使用にあたっては、参加者の受益者負担の観点に留意してください。

Q14. 教材費は対象経費となるか。

A14. 本事業を実施するに当たり、対象となる学習活動において必要とされる教材については対象経費となりますが、数量については真に必要な数量のみを計上し、効率的な活用を行ってください。なお、子供たち個人に提供するものは対象経費とはなりませんのでご注意ください。

Q15. 工作実習で使用する木材などの材料や調理教室等で使用する食材など、子供たちが持ち帰る又は食べるものについて、対象経費とできるか。また、全体として使用するボンド、釘などの工具や調理器具等も対象経費となるか。

A15. 子供たちが持ち帰ったり食べたりする場合を含め、工作で使用する木材や、調理教室で使用する食材など、個人に給することとなる材料等にかかる経費は対象にはなりませんので、参加者から実費を徴収していただくこととなります。なお、工具や調理器具など、個人に提供する物ではなく本事業の別の機会にも活用できるものについては、対象経費として考えられます。

Q16. 熱中症対策として、参加する子供たちにスポーツドリンク等を用意した経費は対象となるか。

A16. 受益者負担の観点から、活動に参加する子供にかかる飲食物などの経費は対象とはなりません。絆創膏等と同様に応急処置など保健に係る消耗品として、経口補水液を購入

することは可能ですが、参加する子どもたち全員に配布することは、受益者負担の観点から対象経費としては認められません。

Q17. 子どもたちや保護者、ボランティアの保険については対象経費となるか。

A17. 受益者負担の観点から、活動に参加する子供や保護者にかかる保険は対象経費とはなりません。ボランティアの活動にかかる保険は対象経費となります。なお、対象経費となる保険は活動中のけが等に備える保険に限られ、社会保険や雇用保険等は対象外です。

Q18. 事業における活動実施に当たり、参加者から参加費を徴収することは可能か。

A18. 差し支えありません。ただし、参加費を徴収する場合には、適切な額を設定し、関係者等に対して説明を行って理解を得るとともに、活動への参加を希望する全ての子供ができる限り多く参加できるような配慮が必要です。

Q19. 学校の環境整備の一環としてボランティアによる花壇整備やペンキ塗りを行ったが、それらに係る消耗品（花やペンキ等の代金）は対象経費となるか。

A19. 学校施設の整備に要した消耗品費などは、本来学校の運営費で負担すべきものであり、本委託料による支出は認められません。消耗品を対象経費に含める際は、当該経費が学校で負担すべきものでないかをよく確認した上で計上してください。なお、こうした活動に従事したボランティアへの謝金等は対象経費となります。

Q20. 謝金の振込手数料は対象経費となるか。

A20. 対象経費となります。雑役務費で計上してください。